

令和5年9月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（行コ）第46号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件

（原審 大阪地方裁判所令和3年（行ウ）第65号）

口頭弁論終結日 令和5年6月23日

判決

控訴人 株式会社X

被控訴人 大阪府

同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

被控訴人補助参加人 Z組合

主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨（以下、略語は原判決の例による。）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 大阪府労働委員会が、大阪府労働委員会令和元年（不）第27号事件について令和3年5月7日付けでした命令（本件救済命令）を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

被控訴人補助参加人（参加人）は、控訴人に対し、控訴人が参加人の組合員であり控訴人の取締役であったA（A）に対してした解雇の撤回を求めて団体交渉の申入れをした。これに対して控訴人は、Aは労働組合法（労組法）上の労働者に当たらないとして団体交渉を拒否した。

参加人が大阪府労働委員会（府労委）に対し、控訴人による団体交渉の拒否が不当労働行為（労組法7条2号及び3号）に当たるとして救済申立てをしたところ、府労委は、Aが労組法上の労働者に当たるとして、控訴

人に団体交渉に応じることを義務付けること等を内容とする救済命令（本件救済命令）を発した。

本件は、控訴人が被控訴人を相手として、本件救済命令の取消しを求める事案である。原審が控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した。

2 前提事実は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要」欄の「1 前提事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点は、Aが労組法3条の労働者に当たるとしてした本件救済命令が違法か否かであり、これについての当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要」欄の「2 争点」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同じく、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり説明を付加するほか、原判決「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」欄の1～3項に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 付加説明

控訴人は、当審においても、Aに対して支払われていた報酬は従業員に支給される給与とは性質を異にするし、Aは控訴人から指揮命令を受ける地位にはなかった等として、Aは労組法3条の労働者には当たらない旨主張する。

そこで判断するに、控訴人からAに支給されていた報酬については、時期により金額が大きく変動するなど、一般的な従業員に対する給与とは異なる面があることは控訴人の指摘のとおりである。しかし、Aは控訴人において鋼材切削加工等の現場業務に従事していたから、Aの受け取っていた報酬の一部は労務提供に対する対価と認めるべきものである。また、Aは、

控訴人入社約4か月後に取締役就任し、役員会議に出席する立場にあったが、証拠上、Aが会社としての意思決定に相応の関与をした事実がわれない。その他、Aが外出時にもタイムカードの打刻を義務付けられ、打刻理由説明書に公用か私用かを記入させられるなど勤怠管理を受けていたことに照らしても、Aについては、本件通知を受けた時点で、労働者の地位を併有する使用人兼務取締役であったと認めるのが相当である。控訴人が主張する事情は、上記認定判断を左右するものではない。

したがって、控訴人に対して団体交渉に応じることを義務付けるなどした本件救済命令が違法であるということとはできない。

3 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部